

5. 雲仙普賢岳砂防指定地利活用懇話会とワーキンググループ

(1) 雲仙普賢岳砂防指定地利活用懇話会による利活用ニーズの把握

砂防施設の整備が進んで、利活用できる場所がはっきりしてきたことや島原半島ジオパークの世界ジオパークへの認定などで新たな利活用が可能になってきた。国土交通省雲仙復興事務所は、表-1に示す構成団体からなる「雲仙普賢岳砂防指定地利活用懇話会」を平成23年3月に開催した。この懇話会で水無川と中尾川流域を上流・下流の4つのゾーニングに分けて、地元の意向を把握した(表-2)。ジオパークとしての利活用のほかに、水無川流域では、安中地区での生活を可能にした清水川の再生を望む地域の意見が多い。噴火による土砂埋没で水源は失われたが、水路は残されているので、水源の確保が課題である。島原市も都市計画マスタープランなどで砂防指定地の花いっぱい活動を計画に掲げ、支援を開始した。

利活用に当たって、場を提供する国土交通省への基盤整備などのニーズをまとめると、表-3の結果となる。既に、多目的広場や植樹などの利活用がなされているところでは、利活用スペースへの出水時の土砂流入防止や排水、侵入路などのアプローチの増設などが求められている。これから利活用が始まる水無川上流域では除草・竹やぶの伐採、旧上木場地区の生活の跡地の保存や歩道の復元、案内板や解説板の設置、トイレ、車での進入しかないとための車道・駐車場の整備が必要とされている。

また、水無川と中尾川の下流域では公園や花壇などの植栽の場の整備が挙げられる。

表-1 砂防指定地利活用の構成組織

| 分類 | 組織名 |
|-----------|--|
| 地域住民団体 | 安中地区まちづくり推進協議会、島原普賢会、中尾川利活用推進委員会、大野木場団地自治会、北上木場災害遺稿保存会 |
| ボランティア団体 | NPO法人島原ボランティア協議会 雲仙100年の森づくり会 |
| ジオパーク関係組織 | 第5回ジオパーク国際ユネスコ会議事務局 島原半島ジオパーク推進連絡会議 雲仙岳災害記念館 |
| 観光団体 | 島原温泉観光協会、島原温泉旅館組合 |
| 地域全体代表 | 九州大学島原地震火山観測研究センター (株)ケーブルテレビジョン島原 島原農業高校 |
| 行政 | 島原市、南島原市、長崎県島原振興局 国土交通省雲仙復興事務所 |

表-2 砂防指定地利活用の新しいニーズ

| ゾーニング | 利活用のニーズ |
|-------|-----------------------------------|
| 水無川上流 | 清水川の再生、ジオサイトとしての活用、緑の復元、牧草地 |
| 水無川下流 | 遊歩道の整備、花壇による公園整備 |
| 中尾川上流 | ジオサイトとしての活用、緑の復元、ハゼ・クヌギの植栽の活用、牧草地 |
| 中尾川下流 | 多目的広場としての更なる活用、導流工の花壇による公園整備 |

表-3 基盤整備のニーズ

| 分類 | 内容 |
|-------|----------------------------|
| 維持管理 | 土砂流入防止(側溝)、除草、排水 竹やぶの伐採 |
| 基盤整備 | 歩道、車道、駐車場、アプローチ 公園・植栽の場 |
| 施設整備 | トイレ |
| 情報 | 案内板、解説板 |
| 保全・復元 | 旧生活の跡地の保存、旧歩道の復元 |

(2) 水無川・中尾川における砂防指定地利活用ワーキンググループによる検討

雲仙普賢岳砂防指定地利活用懇談会によって、利活用に関する意見・要望がまとまると、雲仙復興事務所は、水無川と中尾川流域を上流・下流の4つのゾーンごとに具体的な整備や利用を図るために、4つのゾーンのワーキンググループを平成23年度に設置した。

水無川上流ワーキンググループは平成23年8月、11月および平成24年3月の3回開催され、清水川の現地調査の実施や上木場地区のジオパークへの活用のための調査が実施された。水無川下流・中尾川下流・中尾川上流の各ワーキンググループは現地で平成24年3月に実施された。利活用の基盤を整備する雲仙復興事務所と実際に活用するグループが現地で具体的な検討することは、利活用にあふさわしい環境を整備するために、必要なことと評価される。情報を共有するために、利活用のための支援を行う島原市と長崎県の担当者も同席すれば、さらに利活用がスムーズになると思われる。